

富士が丘魅力あるまちづくりサークル 会則

(名称)

第1条 この会は、「富士が丘魅力あるまちづくりサークル」(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は三田市富士が丘に置く。

(目的・活動内容)

第3条 本会は会員交流と富士が丘を住みやすい「温かく魅力あるまち」づくりを目的に活動を行う。

<活動内容>

- (1) 地域の課題を勉強しボランティア(コミュニティビジネス)活動の事業化を研究しニーズの高いものに取り組み地域に貢献する。
- (2) 月1回の勉強会・交流会を開催し会員相互の親睦が図れる場とする。
- (3) 会員の夢の実現場所 会員が関心を持つテーマに賛同が得られればサークルとして実現に協力して行く。
- (4) 富士が丘でのボランティア活動全体をメニュー化し広く知らせる事により、住民誰もが好きな時に好きな活動に参加できるようにする。
- (5) 政治・宗教活動は行わないものとする。

(会員・特別会員)

第4条 本会の会員は、富士小校区に居住し第3条の目的・活動内容に賛同するもので構成される。

2 外部の賛助グループおよび団体の方は特別会員とし、会長の承認を得る。

(会費)

第5条 本会の会員は以下に定める会費を納入しなければならない。但し、特別会員はこの限りでない。

1, 000円/半年(4月、10月)

(退会)

第6条 本会の退会は自由とし、事前に会長に届け出るものとする。

(役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

会長、副会長(会計)、副会長、監査役

2 役員任期は1年とし再任を可能とする。

(総会)

第8条 本会の総会は年1回開催するものとし以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 事業報告、収支決算
- (3) 会則・事業変更

(4) 役員を選任、解任 (5) その他重要事項

2 総会は会員の過半数の出席により成立し議事は過半数を持って決する。

(役員会)

第9条 役員会は総会議決事項の執行、議決を要しない事項に関し議決する。

2 この会則にない事項が発生した場合は役員会で決定し、必要な場合は総会に図る。

(慶弔)

第10条 慶弔金の支払いは、役員会で協議して決する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

平成25年11月 2日

制定

平成27年 5月13日

一部改正

平成27年 9月12日

第3条(5)項を追加

以上